B　①有限会社旅くらぶ　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３―946号　④有限会社旅くらぶ　愛知県西尾市寄住町若宮11番地　代表取締役　藤井達也　⑤本社営業所　愛知県西尾市寄住町若宮11番地　⑥平成９年８月19日　⑧平成22年８月９日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県西尾市寄住町若宮11番地　有限会社旅くらぶ　取締役　藤井久子

B　①生活協同組合コープおきなわ　②第２種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第２―131号　④生活協同組合コープおきなわ　沖縄県浦添市西原一丁目２番１号　代表理事　新垣勉　⑤コープあぷれ　沖縄県那覇市おもろまち三丁目３番１号　⑥平成５年６月21日　⑧平成22年７月16日　⑩1100万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県浦添市西原一丁目２番１号　生活協同組合コープおきなわ　代表理事　新垣勉

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 22 年 10 月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①株式会社ワールドツアーコミュニケーションズ　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―378号　④株式会社ワールドツアーコミュニケーションズ　京都市中京区蛸薬師通室町西入姥柳町203番地パラドール烏丸401号　代表取締役　中村京子　⑤本社営業所　京都市中京区蛸薬師通室町西入姥柳町203番地パラドール烏丸４階401号　⑥平成４年12月７日　⑦平成20年12月10日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社日立トラベルサービス　②第２種旅行業　③茨城県知事登録旅行業第２―291号　④株式会社日立トラベルサービス　日立市大久保町二丁目３番42号　代表取締役　岡部光雄　⑤本社営業所　日立市大久保町二丁目３番42号　⑥昭和60年７月24日　⑦平成22年９月３日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①株式会社ピレネ　②第２種旅行業　③長野県知事登録旅行業第２―166号　④株式会社ピレネ　松本市深志二丁目１番17号　代表取締役　深澤太郎　⑤本社営業所　松本市深志二丁目１番17号　⑥昭和48年６月30日　⑦平成22年８月31日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①もちづきトラベルサービス　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２―156号　④望月弥太郎　山武郡大網白里町南今泉4604番地　⑤本社営業所　山武郡大網白里町南今泉4604番地　⑥昭和42年６月６日　⑦平成21年９月７日　⑧220万円　⑨1100万円

A　①電子金券開発株式会社　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―5655号　④電子金券開発株式会社　東京都港区六本木七丁目15番14号　代表取締役　爲政光朗　⑤本社営業所　東京都港区六本木七丁目15番14号　⑥平成17年８月26日　⑦平成22年８月25日　⑧220万円　⑨1100万円

以上５件　　東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①東京展望台株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6123号　④東京展望台株式会社　東京都中央区日本橋久松町13番地の５日本橋エクセレントビル４Ｆ　代表取締役　山口洋文　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋久松町13番地の５日本橋エクセレントビル４Ｆ　⑥平成20年12月４日　⑦平成22年７月15日　⑧60万円　⑨300万円

B　①三ツ矢航空株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第245号　④三ツ矢航空株式会社　東京都品川区南品川一丁目10番14号　代表取締役　豊田三達　⑤本社営業所　東京都品川区南品川一丁目10番14号　⑥昭和48年11月24日　⑦平成22年９月７日　東京都知事登録旅行業第３―6357号　⑧1340万円　⑨1400万円

以上２件　　東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 22 年 10 月１日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①京成不動産株式会社　②国土交通大臣(3)5540　③代表取締役　小森健市　④東京都葛飾区青戸三丁目37番15号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市本町五丁目３番３号大野ビル５階　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都葛飾区青戸三丁目37番15号　京成不動産株式会社　代表取締役　小森健市